

第25期宝塚市農業委員会

令和5年第2回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年8月21日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和5年第2回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)8月21日(月)14時00分～15時30分
2. 場 所 宝塚市役所4階 研修室
3. 農業委員定数 13人
4. 出席委員
1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明
5. 欠席委員
なし
6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
7. 出席農地利用最適化推進委員
1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、5番和田秀彰
8. 欠席農地利用最適化推進委員
4番二井久和
9. 事務局
事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里
10. 議 題
 - 1 議案第3号 農用地利用集積計画決定の件
 - 2 議案第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
 - 1 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
 - 2 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
 - 3 報告第3号 農地使用貸借契約の解約による届出の件
 - 4 報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件
 - 5 報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和5年第2回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年8月21日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和5年第2回総会を開催いたします。本日は、二井推進委員が欠席ですが、第2回総会は成立しています。本日の議事録署名人は、3番阪上文代委員と、4番小中委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か意見、質問はありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第3号農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、貸主（氏名）さん、借主（氏名）さん。該当地は、長谷字（地番）、820㎡です。令和5年9月1日から令和15年の8月31日、年間8,200円。

2件目、貸主（氏名）さん、借主（氏名）さん。該当地は、長谷字（地番）、604㎡です。令和5年9月1日から令和10年3月31日まで、年間4万円。今回は、1件目、2件目ともに更新です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。西田委員。

○西田委員 現地に立ち寄り見たところ、特に問題はありませんでした。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので決定することといたします。次に、議案第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

議案第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分を保留したものについて、御審議願います。

譲受人（住所）、（氏名）、譲渡人（住所）、（氏名）さんです。届出地、長尾町（地番）の347㎡、地目は田、転用目的は、住宅用地。添付書類として、経緯書が添付されていますので、ご確認ください。

○林会長 確認委員の意見を伺います。金岡委員。

○金岡委員 異議はありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、承認することといたします。続いて、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者(住所)、(氏名)さん、該当地は、旭町(地番)、地目は田、308㎡。転用目的は駐車場。既に駐車場として利用しているので、始末書が添付されていました。

2件目、届出者(住所)、(氏名)さん。該当地は、山本丸橋(地番)、(地番)。地目は畑と田、地積はそれぞれ10㎡と1,112㎡。転用目的は、賃貸共同住宅です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、古野委員。

○古野委員 現地確認しました。記載どおりで、特に問題はありません。

○林会長 2件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 現地を確認させていただきました。特に問題はなかったように思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、続いて、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人(住所)、(氏名)さんと(氏名)さん、譲渡人(住所)、(氏名)さん、該当地は、川面(地番)、地積152㎡の田です。転用目的は、戸建住宅、令和5年11月1日から20日間で造成し、令和5年12月1日から90日間で建設予定。

2件目、譲受人(住所)、(氏名)、譲渡人(住所)、(氏名)さん、該当地は、寿楽荘(地番)、(地番)、地目は田で、地積がそれぞれ218㎡と381㎡です。転用目的は、宅地造成と戸建住宅、道路、ごみ置場、令和5年10月1日から5カ月間で造成し、令和6年4月1日から8カ月間で建設予定。

3件目～10件目、譲受人(住所)、(氏名)、譲渡人(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん。転用目的は、住宅用地の開発、令和5年10月中旬から380日間で造成し、令和7年4月の初旬から120日間で建設予定。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、古野委員。

○古野委員 記載どおりで隣接農地はありません。既に南側が駐車場、西側も駐車場、北側は既に空き地ということになっております。特段、支障はないと思います。

○林会長 2件目、平塚委員。

○平塚委員 私も先日、立会いに行かせていただき、特に問題なかったと思います。少し斜面なので、がけ崩れが気になったけれど、問題ないと思います。

○林会長 3件目～10件目、金岡委員。

○金岡委員 問題ないかと思えます。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、続いて、報告第3号 農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出の件を報告します。事務局から説明願います。

○事務局 報告第3号 農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出の件。別紙のとおり、農地の使用収益権(使用貸借)の合意解約届出がありましたので、報告します。

賃貸人(氏名)さん、賃借人(氏名)さん。賃貸借農地は、山本丸橋(地番)、(地番)、それぞれ田・畑、1,112㎡と10㎡、合意が成立した日は、令和4年10月6日、引き渡しは10月6日、離作補償は特にございません。

○林会長 確認委員の意見を伺います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 親子でやっておられますけれども、特に問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、続いて、報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件の報告をいたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明したので、報告します。

相続人(住所)、(氏名)さん、被相続人(住所)、(氏名)さん、相続開始年月日、令和4年10月7日、被相続人の所有面積58㎡、納税猶予農地は、平井(地番)、58㎡です。証明年月日は、令和5年7月13日、現況は、植木。

○林会長 前委員に確認いただいたため、事務局から報告願います。

○事務局 前委員からは、特に問題なかったということで聞いております。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年7月7日から令和5年7月5日、耕作面積、1,707㎡、納税猶予農地は、山本中(地番)、合計2筆、全て自作地で、1,707㎡、合計1,707㎡、証明年月日は、令和5年7月5日です。願出地は記載どおり、現況は植木。

2件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年6月26日から令和5年7月6日、耕作面積は、604㎡、納税猶予農地は、口谷西(地番)、1筆で604㎡、自作地です。証明年月日は、令和5年7月6日。願出地は記載どおり、現況は植木。

3件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年7月16日から令和5年7月10日、耕作面積は、1,794㎡、納税猶予農地は、小林(地番)、合計5筆、全て自作地、合計1,794㎡。証明年月日は、令和5年7月10日。現況は、野菜・植木・花として利用。

4件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年7月22日から令和5年7月10日、耕作面積は、2,964.01㎡、納税猶予農地は、口谷西(地番)、合計5筆、全て自作

地で、合計2,964.01㎡です。証明年月日は、令和5年7月10日。願出地は記載どおり、現況は、野菜・水稲・植木・畑として利用。

5件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年7月30日から令和5年7月13日、耕作面積は、1,020㎡、納税猶予農地は、長尾町(地番)、1筆、自作地で、1,020㎡。証明年月日は、令和5年7月13日。苗木が植わってありました。

6件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年5月28日から令和5年7月21日、耕作面積は、782㎡、納税猶予農地は、山本中(地番)、合計3筆、全て自作地で、合計782㎡。証明年月日は、令和5年7月21日。植木が植わってありました。

7件目、申請人(住所)、(氏名)さん、農業経営期間、令和2年6月25日から令和5年7月25日、耕作面積は、3,164㎡、納税猶予農地は、境野字(地番)、合計3筆、自作地で、合計3,164㎡です。証明年月日は、令和5年7月25日。畑として利用。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告5件について、審議等は終了します。これをもちまして、令和5年第2回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

3番 阪 上 文 代

4番 小 中 和 正